

金融先物取引法の一部を改正する法律

金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

「第一節 許可等（第五十六条—第六十

第二節 業務（第六十六条—第七十四

第三節 監督（第七十五条—第八十四

第四節 金融先物取引業協会（第八十

「第一節 登録（第五十六条—第六十

第二節 主要株主（第六十一条—第六十四条）

第三節 業務（第六十五条—第七十七条）

に、「第九十条の二—第一条)

五条（

第五節 経理（第七十八条—第八十二条）

第六節 監督（第八十三条—第九十四条）

第五節 外務員（第九十五条—第一百三十二条）

第七節 金融先物取引業協会（第一百四条—第一百四十四条）」

九十五条の二十二」を「第一百十五条—第一百三十六条」に、「第九十一条—第九十二条」を「第一百三十七条—第一百四十七条」に、「第九十四条—第一百五条」を「第一百四十八条—第一百六十九条」に、「第一百六条—第一百三十三条」を「第一百三十七条—第一百三十八条」に改める。

第一条中「金融先物取引等の委託者」を「委託者等」に、「當む」を「行う」に、「金融先物取引及び金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等及び金融先物取引の受託等」に改める。

第二条第一項から第四項までを次のように改める。

この法律において「金融先物取引」とは、取引所金融先物取引等又は店頭金融先物取引をいう。

2 この法律において「取引所金融先物取引」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場において金融先物取引所の定める基準及び方法に従い行う次に掲げる取引をいい、「取引所金融先物取引等」とは、取引所金融先物取引又は海外金融先物市場において行う取引所金融先物取引と類似の取引をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨等及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨等の転売又は買戻しをしたときは差金の授受によつて決済することができる取

引

二 当事者があらかじめ金融指標の数値として約定する数値（以下「約定数値」という。）と将来の一一定の時期における現実の当該金融指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引

三 当当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利（以下「金融オプション」という。）を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対し対価を支払うことを約する取引

イ 第一号に掲げる取引

ロ 前号に掲げる取引（これに準ずる取引で金融先物取引所の定めるものを含む。）

ハ 通貨等の売買取引（イに掲げる取引に該当するものを除く。）

3 この法律において「金融先物市場」とは、金融先物取引を行う市場をいい、「海外金融先物市場」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場に類似する外国に所在する市場をいう。

4 この法律において「店頭金融先物取引」とは、金融先物取引所の開設する金融先物市場及び海外金融先物市場によらないで行う次に掲げる取引（その内容等を勘案し、取引の当事者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

一 当事者が将来の一定の時期において通貨等（第八項第三号に掲げるものを除く。以下この号及び第三号口において同じ。）及びその対価の授受を約する売買取引であつて、当該売買の目的となつてゐる通貨等の売戻し又は買戻しその他政令で定める行為をしたときは差金の授受によつて決済することができる取引

二 第二項第一号に掲げる取引

三 当事者の一方の意思表示により当事者間において次に掲げる取引を成立させることができる権利を相手方が当事者の一方に付与し、当事者の一方がこれに対して対価を支払うことと約する取引

イ 第一号又は前号に掲げる取引

ロ 通貨等の売買取引（イに掲げる取引に該当するものを除く。）

四 前三号に掲げる取引に類似する取引であつて、政令で定めるもの

第二条中第五項を削り、第六項を第五項とし、第七項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 この法律において「金融先物取引所持株会社」とは、第三十四条の二十四第一項又は第二項ただし書の規定により内閣総理大臣の認可を受けた者をいう。

第二条第八項及び第九項を次のように改める。

8 この法律において「通貨等」とは、次に掲げるものをいう。

一 通貨

二 有価証券、預金契約に基づく債権その他の政令で定めるもの（証券取引法（昭和二十三年法律第二十
五号）第二条第二十項に規定する有価証券を除く。）

三 前号に掲げるものについて、金融先物取引所が、取引所金融先物取引を円滑化するため、利率、償還
期限その他の条件を標準化して設定した標準物

9 この法律において「金融指標」とは、通貨の価格若しくは前項第一号に掲げるものの価格若しくは利率
又はこれらに基づいて算出した数値をいう。

第二条第十一項から第十三項までを次のように改める。

11 この法律において「金融先物取引の受託等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 取引所金融先物取引等の委託を受け、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為
二 次のいずれにも該当しない者（以下「一般顧客」という。）を相手方として店頭金融先物取引を行

い、又は一般顧客のために店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理を行う行為

イ 金融先物取引に関する専門的知識及び経験を有すると認められる者として内閣府令で定める者

ロ 資本の額が内閣府令で定める金額以上の株式会社

12 この法律において「金融先物取引業」とは、金融先物取引の受託等を業として行うこととをいい、「金融先物取引業者」とは、第五十六条の登録を受けて金融先物取引業を行う者をいう。

13 この法律において「委託者等」とは、金融先物取引業者に対し取引所金融先物取引等の委託をし、若しくはその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みをした者、金融先物取引業者の行う店頭金融先物取引の相手方となつた一般顧客又は金融先物取引業者に店頭金融先物取引の媒介、取次ぎ若しくは代理の申込みをした一般顧客をいう。

第二条第十四項中「金融先物取引等、店頭金融先物取引」を「金融先物取引」に、「行う営業」を「業として行うこと」に改め、同条第十五項中「第九十条の二又は第九十条の二十一第一項」を「第一百五十五条又は第一百二十五条第一項」に改める。

第九条及び第九条の二第一項中「當む」を「行う」に改める。

第十二条第三項中「第九十条の二十一第一項」を「第一百三十五条第二項」に改める。

第十九条第二号中「第五十三条第一項若しくは第九十条の十九第一項」を「第五十二条、第五十三条第一項若しくは第一百三十三条第一項」に、「第九十条の二」を「第一百五十五条」に、「第七十九条第一項の規定により第五十六条の許可を取り消され、若しくは第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可」を「第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可を取り消され、若しくは第八十七条第一項若しくは第三項若しくは第八十八条の規定により第五十六条の登録」に、「免許若しくは許可」を「免許、認可若しくは登録」に、「免許又は許可に類する登録」を「免許、認可又は登録に類する許可」に改め、同条第五号中「役員、国内における代表者」を「役員又は国内における代表者」に改め、「又は政令で定める使用人」を削り、同号亦中「第九十条の十九第一項」を「第一百三十三条第一項」に、「第九十条の二」を「第一百五十五条」に、「金融先物取引業者が第七十九条第一項の規定により第五十五条の二第一項の許可を取り消された場合又は外国金融先物取引所が第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可」を「外国金融先物取引所が第五十五条の十一第一項の規定により第五十五条の二第一項の認可を取り消された場合又は金融先物取引業者が第八十七条第一項若しくは第三項若しくは第八十八条の規定により第

五十六条の登録」に改め、同号へ中「第九十条の二」を「第一百十五条」に、「第五十六条の許可又は第五十五条の二第一項の認可」を「第五十五条の二第一項の認可又は第五十六条の登録」に、「許可又は認可」を「認可又は登録」に、「登録」を「許可」に改め、同号ト中「第七十九条第二項若しくは第九十条の十九第二項」を「第八十七条第四項若しくは第一百三十三条第二項」に改める。

第二十条第三項及び第五項中「第九十条の二十一第一項」を「第一百三十五条第一項」に改める。

第二十一条中「第九十条の二十一第一項」を「第一百三十五条第一項」に、「第九十条の二十一第二項」を「第一百三十五条第二項」に改める。

第二十六条中「當んでは」を「行つては」に改める。

第三十四条の四十五及び第三十四条の四十六中「當む」を「行う」に改める。

「第三節 取引所金融先物取引等」を「第三節 取引所金融先物取引」に改める。

第三十七条第一項中「第九十条の六第一項」を「第一百十九条第一項」に改める。

第四十四条の二を次のように改める。

第四十四条の三 何人も、金融先物取引業者、銀行、証券取引法第二条第九項に規定する証券会社その他の

政令で定める者（金融先物取引所の会員等に限る。）が一方の当事者となる場合を除き、金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場を利用して行う差金の授受を目的とする行為をしてはならない。

2 第四十四条（第一号、第三号及び第五号に限る。）の規定は、金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場を利用して行う差金の授受を目的とする行為について準用する。この場合において、同条第一号中「取引所金融先物取引」とあるのは「相場利用行為（金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、当該金融先物市場における相場を利用して行う差金の授受をする目的とする行為をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三号中「取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引が繁盛であると誤解させるべき一連の取引所金融先物取引又は当該取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の取引所金融先物取引」とあるのは「相場利用行為を誘引する目的をもつて、当該相場利用行為が繁盛であると誤解させるべき一連の相場利用行為又は取引所金融先物取引の相場を変動させるべき一連の相場利用行為」と、同条第五号中「取引所金融先物取引を誘引する目的をもつて、当該取引所金融先物取引」とあるのは「相場利用行為を誘引する目的をもつて、

「取引所金融先物取引」と読み替えるものとする。

第四十七条及び第四十八条を次のように改める。

(のみ行為の禁止)

第四十七条 取引所金融先物取引の委託を受けた会員等又は取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を受けた者は、金融先物取引所の開設する金融先物市場においてその受けた委託に係る申込みをせず、又はその受けた委託の媒介、取次ぎ若しくは代理をしないで、自己がその相手方となつて取引を成立させてはならない。

(受託契約準則及びその記載事項)

第四十八条 会員等は、取引所金融先物取引の受託については、金融先物取引所の定める受託契約準則によらなければならない。

2 金融先物取引所は、その受託契約準則において、次に掲げる事項に関する細則を定めなければならぬ。

一 取引所金融先物取引の受託の条件

い。

二 決済の方法

三 委託証拠金の料率及び預託の方法

四 前三号に掲げるもののほか、取引所金融先物取引の受託に關し必要な事項

第五十二条の二第二項中「第九十条の二十一第一項」を「第一百三十五条第一項」に改める。

第五十五条の二第一項及び第五十五条の四第一項第六号中「金融先物取引と」を「取引所金融先物取引と」に改める。

第五十五条の五第二項第四号中「法令」の下に「（第一百四十四条において「外国金融先物法令」とい
う。）」を、「をいう」の下に「。以下同じ」を加える。

第一百一十三条を第一百八十七条とする。

第一百一十二条第二項中「第一百十七条」を「第一百八十二条」に改め、同条を第一百八十六条とする。

第一百二十二条を第一百八十五条とする。

第一百二十一条第二項中「第一百六条」を「第一百七条」に、「第一百七条」を「第一百七十二条」に改め、同条を
第一百八十四条とする。

第一百十九条を第一百八十三条とし、第一百七条から第一百十八条までを六十四条ずつ繰り下げる。

第一百六条第一項中「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同条を第一百七十条とする。

第一百五条を削る。

第七章中第一百四条の二を第一百六十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

第一百六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

一 第百五条第一項の規定に違反して、その名称中に金融先物取引業協会であると誤認されるおそれのある文字を用いた者

二 第百四十四条第一項の規定による報告若しくは資料を提出せず、又は虚偽の報告若しくは資料を提出した者

第一百四条第十一号中「又は第八十八条の二」を「第一百一条第五項又は第一百九条」に改め、同条第十六号中「第八十五条第二項」を「第一百四条第二項」に改め、同条第十七号を削り、同条を第一百六十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第一百六十七条 第百三十二条の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした金融先物清算機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の過料に処する。

第一百三条を削る。

第一百二条の三を第一百六十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一百六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第八十五条の規定に違反して、金融先物取引責任準備金を積み立てず、又はこれを使用した者

二 第八十五条第一項又は第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第八十五条第三項の規定による公告をせず、又は虚偽の公告をした者

第一百六十五条 第九十二条又は第一百四十二条の規定による命令に違反した場合においては、その行為をした金融先物取引業者又は金融先物取引業協会の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、五十万円以下の過料に処する。

第一百二条の二中「第九十五条第二号又は第九十五条の二第二号」を「第一百四十八条第一号又は第一百四十九条第三号」に改め、同条を第一百六十二条とする。

第一百二条第一項各号を次のように改める。

- 一 第百四十八条第三号又は第四号 五億円以下の罰金刑
 - 二 第百五十条又は第一百五十一条 三億円以下の罰金刑
 - 三 第百五十二条 二億円以下の罰金刑
 - 四 第百五十三条第二号、第四号、第六号又は第九号 一億円以下の罰金刑
 - 五 第百四十九条（第二号及び第三号を除く。）、第一百五十三条第一号、第三号、第五号、第七号若しくは第八号、第一百五十四条、第一百五十五条又は前二条 各本条の罰金刑
- 第一百二条第二項中「第九十四条第三号」を「第一百四十八条第三号」に改め、同条を第一百六十一条とする。
- 第一百一条第五号中「又は第六十三条」を「第六十条第一項若しくは第三項、第六十三条（第六十四条において準用する場合を含む。）、第六十五条第四項、第八十三条又は第九十八条」に改め、同条第八号中「第七十七条第二項」を「第八十五条第三項」に改め、同条第九号を次のように改める。
- 九 第九十三条第三項又は第四項の規定に違反した者
- 第一百一条第十号中「第八十六条第二項」を「第一百五条第二項」に改め、同条第十一号中「第九十条の六第

三項若しくは第九十条の十三」を「第一百十九条第三項又は第一百一十七条」に改め、同条を第一百五十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一百六十条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融先物取引業者の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七十九条第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第八十六条の規定による命令に違反したとき。

第一百条中「第八十八条の四又は第九十条の八」を「第一百一条又は第一百二十二条」に改め、同条を第一百五十八条规定とする。

第九十九条を第一百五十七条とし、第九十八条を第一百五十六条とする。

第九十七条第五号を削り、同条第四号中「第六十九条第一項（第四十四条の二第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条第一項又は第七十二条」を「第七十条第一項、第七十一条第一項又は第七十二条第一項」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号中「第六十八条」を「第六十九条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

- 三 第四十七条の規定に違反した者
- 四 第六十一条（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による届出書若しくは添付書類を提出せず、又は虚偽の届出書若しくは添付書類を提出した者
- 五 第六十八条に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者
- 第六十七条に次の一号を加える。
第九十七条に次の一号を加える。
- 八 第九十五条第三項又は第四項の規定による登録申請書又は添付書類に虚偽の記載をしてこれを提出した者
- 第九十七条を第一百五十五条とする。
- 第九十六条中「（明治四十年法律第四十五号）」を削り、同条を第一百五十四条とする。
- 第九十五条第六号を次のように改める。
- 六 第六十二条（第六十四条において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者
- 第九十五条第七号中「第九十一条の三」を「第一百三十九条」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号の次に次の二号を加える。

七 第六十五条第二項の規定による承認を受けないで金融先物取引業及び同条第一項各号に掲げる業務以外の業務を行つた者

八 第九十五条第二項の規定に違反して、外務員の職務を行わせた者

第九十五条を第一百五十三条とする。

第九十四条の四第一号中「第五十八条第一項」を「第五十七条第一項」に、「第九十条の三第一項」を「第一百六条第一項」に、「許可申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載若しくは記録」を「登録申請書又はこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録に虚偽の記載又は記録」に改め、同条第二号中「第七十七条第一項、第九十条第一項又は第九十条の十七第一項」を「第八十五条第一項若しくは第二項、第一百三十二条第一項又は第一百三十一条第一項」に改め、同条第三号中「第七十七条第一項、第九十条第一項若しくは第九十条の十七第一項」を「第八十五条第一項若しくは第二項、第一百三十二条第一項若しくは第一百二十二条第一項」に改め、同条第四号及び第五号を次のように改める。

四 第五十五条の六、第七十九条第一項若しくは第二項又は第一百三十一条第一項の規定による業務報告書、

事業報告書若しくは業務若しくは財産の状況に関する報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした業務報

告書、事業報告書若しくは業務若しくは財産の状況に関する報告書を提出した者

五 第七十八条又は第一百二十九条の規定による帳簿書類その他の記録の作成若しくは保存をせず、又は虚偽の帳簿書類その他の記録の作成をした者

第九十四条の四に次の二号を加える。

六 第八十一条の規定による説明書類若しくは第八十二条第三項の規定による書面を公衆の縦覧に供せず、又は虚偽の記載をした説明書類若しくは書面を公衆の縦覧に供した者

七 第八十二条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第九十四条の四を第一百五十二条とする。

第九十四条の三第二号中「第八十一条第一項」を「第九十二条第一項」に改め、同条第三号から第五号までを削り、同条を第一百五十条とし、同条の次に次の二条を加える。

第一百五十二条 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした金融先物取引所、外国金融先物取引所、金融先物取引業者又は金融先物清算機関の代表者、代理人、使用人その他の従業者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十三条から第五十五条まで、第五十五条の十一、第五十五条の十二又は第八十七条第一項、第二項若しくは第四項の規定による命令に違反したとき。

二 第五十五条の三第一項の規定により付した条件に違反したとき。

三 第百三十三条第二項の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反したとき。

第九十四条の二「第四号中「許可」を「登録」に、「當んだ」を「行つた」に改め、同条第五号中「許可又は第六十一条第一項の規定による有効期間の更新」を「登録」に改め、同条第六号中「當ませた」を「行わせた」に改め、同条第七号中「第九十条の二」を「第一百十五条」に、「當んだ」を「行つた」に改め、同条を第一百四十九条とする。

第九十四条第四号を次のように改める。

四 第百三十八条の規定に違反した者

第九十四条を第一百四十八条とする。

第六章中第九十三条を第一百四十七条とする。

第九十二条の一中「（昭和三十七年法律第百六十号）」を削り、同条を第一百四十六条とする。

第九十二条第二項第一号中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同項第三号中「第七十七条」を「第八十五条第一項又は第三項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同項第四号中「第九十条」を「第一百十三条第一項」に、「金融先物取引又は金融先物取引等の受託等」を「取引所金融先物取引等又は金融先物取引の受託等」に改め、同条第三項中「第七十七条第一項及び第二項、第九十条第一項並びに第九十条の十七第一項」を「第八十五条第一項から第三項まで、第一百十三条第一項及び第一百三十一条第一項」に改め、同条を第一百四十五条とする。

第九十一条の五を第一百四十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

(外国金融先物規制当局に対する調査協力)

第一百四十四条 内閣総理大臣は、外国金融先物規制当局から、その所掌に属する外国金融先物法令を執行するために行う行政上の調査に關し、協力の要請があつた場合において、当該要請に応ずることが相当と認めるときは、当該要請に応ずるために必要かつ適當であると認められる範囲内において、その外国にある者を相手方として金融先物取引を行う者その他関係人に対して、参考となるべき報告又は資料の提出を命ずることができる。